

～新たな住宅取得支援策のポイントをわかりやすく解説～

# いよいよスタート！ グリーン住宅ポイント制度 概要セミナー

14:00 開始 ～ 14:45 終了予定

1. 制度全体の概要
2. 新築住宅の建築・購入のポイント
3. 既存住宅購入のポイント
4. リフォーム工事のポイント
5. 賃貸住宅の建築のポイント



2021年3月16日

# はじめに

本日は、グリーン住宅ポイント制度事務局ホームページの画像を活用して解説いたします。 <https://greenpt.mlit.go.jp/>

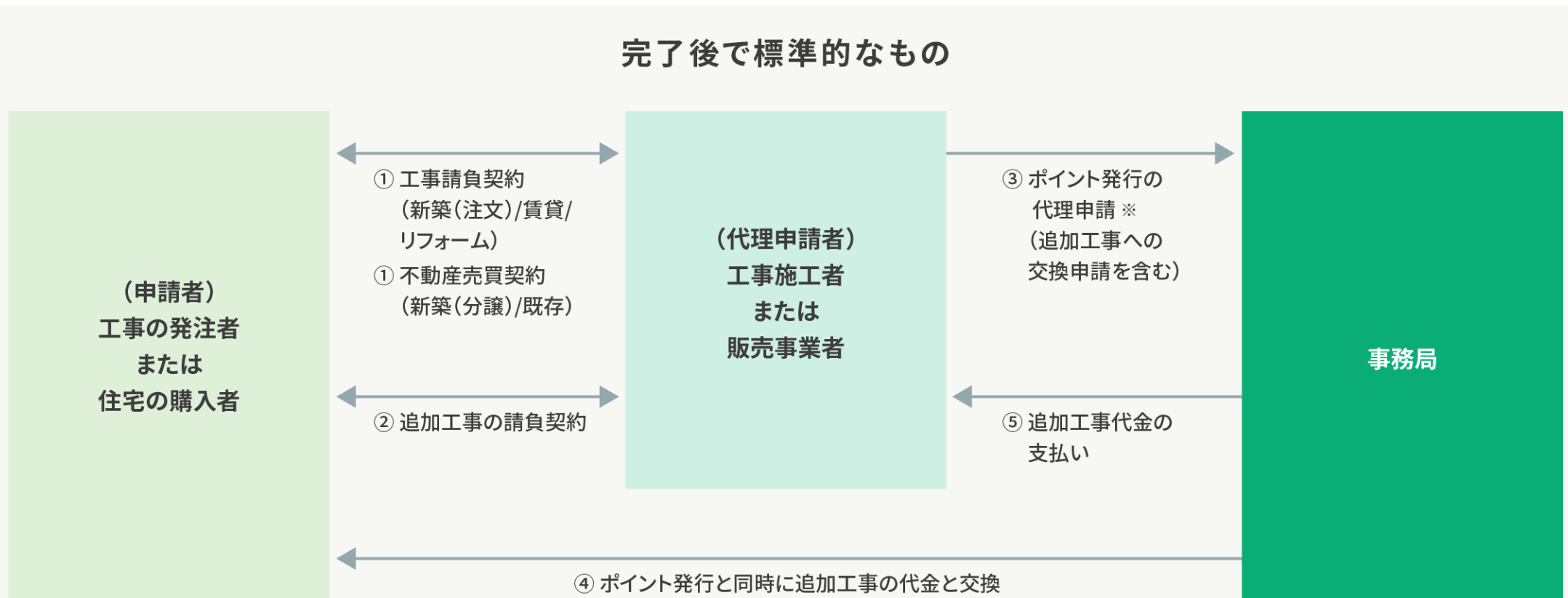


国土交通省のホームページも別途参照ください。  
[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000181.html)



# 制度の目的・全体の流れ

グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図るため、一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、「新たな日常」及び「防災」に対応した追加工事や様々な商品と交換できるポイントを発行する制度です。



# 4つの申請区分

## 新築住宅の建築・購入



- 契約時に建築1年以内、第三者が未入居の住宅
- 一定の省エネ性能を満たす
- 購入者等が自ら居住（1人1回）
- 30万～100万ポイントを発行 等

○ 対象要件を確認する

○ 申請方法を確認する

## 既存住宅の購入



- 2019年12月14日以前に建築された住宅
- 売買代金が100万円（税込）以上
- 購入者が自ら居住（1人1回）
- 申請は入居後（完了前申請不可）
- 15万～45万ポイントを発行
- 同一住宅は1回まで  
（購入前の第三者ポイント発行を含む）  
等

○ 対象要件を確認する

○ 申請方法を確認する

## リフォーム工事



- 工事の内容に応じてポイント発行
- 最低5万ポイント以上の工事
- 賃貸住宅へのリフォームも可
- 1,000万円（税込）以上は工事完了前の申請も可
- 上限内で同一住宅でも複数回の申請可  
等

○ 対象要件を確認する

○ 申請方法を確認する

## 賃貸住宅の建築



- 全戸がトップランナー基準で床面積が40㎡以上
- 棟単位で申請
- 戸建住宅や店舗等の併用住宅は不可
- ポイント利用は追加工事のみ  
（2022年1月15日までの完了報告が必須）

○ 対象要件を確認する

○ 申請方法を確認する

# 申請方法は完了前と完了後の2種類

工事や住宅の引渡し完了前後で以下の2種類に分かれます。  
完了前申請によりポイントの発行を受けた場合、引渡し後に完了報告の提出が必要です。



# 申請区分別の申請方法

		完了前申請	完了後申請
新築住宅		○	○
リフォーム	戸別申請	工事代金が1,000万円（税込）以上のみ	○
	一括申請	○	×
既存住宅の購入		×	○
賃貸住宅の建築		○	○

※完了報告の提出を行わない場合、利用済みのポイントについて返金が必要です。  
また、計画の変更等により、完了報告で報告した工事等に応じたポイントが、既に利用したポイントを下回った場合、差額について返金が必要です。

# ポイントの利用方法

## 商品との交換に利用する(商品交換)

※詳細は準備が整い次第、公表します。

以下の政策テーマに該当する商品と交換できます。

準備中

- 「新たな日常」に資する商品
- 健康関連商品
- 地域振興に資する商品
- 省エネ・環境配慮に優れた商品
- 家事負担軽減に資する商品
- 防災関連商品
- 子育て関連商品

## 一定の要件に適合する追加工事との交換に利用する(追加工事交換)

以下に該当する追加工事(グレードアップ工事を含む)の代金に充当することをいいます。

追加工事交換について

- 「新たな日常」に資する追加工事
  - ・ワークスペース設置工事
  - ・音環境向上工事
  - ・空気環境向上工事
  - ・菌・ウイルス拡散防止工事
  - ・家事負担軽減に資する工事
- 防災に資する追加工事

# スケジュール

申請開始

2021年4月初旬（予定）

申請締切

遅くとも2021年10月31日まで（郵送の場合は必着）

対象工事の完了前にポイント発行申請を行った方が、工事の完了後に行う報告です。（郵送の場合は必着）

	2022年1月15日	2022年4月30日	2022年10月31日	2023年4月30日
新築住宅	追加工事を伴う	戸建住宅	階数が10以下の共同住宅等	階数が11以上の共同住宅等
リフォーム（1,000万円以上）	追加工事を伴う	戸建・共同住宅等 （耐震改修なし）	階数が10以下の共同住宅等 （耐震改修を伴う）	階数が11以上の共同住宅等 （耐震改修を伴う）
賃貸住宅の建築	全ての申請			
既存住宅の購入	※完了前にポイント発行申請を行うことはできません。			

※完了報告の提出を行わない場合、利用済みのポイントについて返金が必要です。  
また、計画の変更等により、完了報告で報告した工事等に応じたポイントが、既に利用したポイントを下回った場合、差額について返金が必要です。



# グリーン住宅ポイントと他の補助金の併用

- ・ 原則として、本制度と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。
- ・ なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。
- ・ 具体的には、新築、既存住宅の購入、リフォームについて、それぞれ以下の通りとします。

## 【注文住宅・賃貸住宅の新築、新築分譲住宅の購入】

- ・ 住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。
- ・ 代表的な補助制度との併用の取扱については次の通りです。

補助制度	併用可否
すまい給付金	○
住まいの復興給付金	○
外構部の木質化対策支援事業	○
地域型住宅グリーン化事業	×
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	×
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業	×

## 【既存住宅の購入】

- ・ 住宅の取得を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。
- ・ 代表的な補助制度との併用の取扱については次の通りです。

補助制度	併用可否
すまい給付金	○
住まいの復興給付金	○

### 新築住宅の建築・購入



- 契約時に建築1年以内、第三者が未入居の住宅
- 一定の省エネ性能を満たす
- 購入者等が自ら居住（1人1回）
- 30万～100万ポイントを発行 等

### ポイント

- 新築とは、契約時に建築から1年以内、第三者が未入居の住宅です。
- 一定の省エネ性能を満たす住宅が対象です。
- 購入者等が自ら居住する住宅が対象です。（申請は1人1回まで）
- 分譲住宅の売主は、宅地建物取引業免許を有する者に限ります。
- 30万～100万ポイントを発行します。

### ◆対象となる者（申請者）

#### 注文住宅

自ら居住するために新たに住宅を建築する者  
(工事請負契約における建築主や発注者)

#### 分譲住宅

自ら居住するために新たに住宅を購入する者  
(不動産売買契約における購入者)

### ◆対象期間

以下の期間に契約締結されていること。なお、最初の契約（原契約）を締結した日とし、変更契約は対象になりません。

注文住宅の場合	工事請負契約	2020年12月15日～2021年10月31日
分譲住宅の場合	不動産売買契約	

以下の **i** **ii** のいずれかの省エネ性能等を有する新築<sup>※1</sup>住宅であること

## **i** 高い省エネ性能等を有する住宅

いずれか

- 認定長期優良住宅
- 認定低炭素建築物
- 性能向上計画認定住宅
- ZEH

## **ii** 一定の省エネ性能を有する住宅

日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4以上の住宅<sup>※2</sup>

- 申請される住宅が省エネ性能等の基準に適合することの証明を登録性能評価機関等の第三者機関から受ける必要があります。
- 共同住宅等において、対象住宅を含む住棟全体で評価された住宅の省エネ性能等を証明する書類（住宅証明書等）でも、要件を満たす場合有効となります。
- 証明書の入手にはそれぞれ手数料が必要です。  
（手数料は、発行機関により異なります）
- 申請に必要な証明書類は、ポイント発行を約束するものではありません。  
（他の要件を満たさない、申請期限に間に合わない等）

# 高い省エネ性能等を有する住宅

性能基準	確認書類	完了前申請	完了後申請	発行機関
認定長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書	○	○	所管行政庁
	長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証	○ <sup>※1</sup>	—	ハウスメン
① 認定低炭素建築物	低炭素建築物新築等計画認定通知書	○	○	所管行政庁
	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証	○ <sup>※1</sup>	—	ハウスメン
② 性能向上計画認定住宅	性能向上計画認定通知書	○	○	所管行政庁
	①②は一次エネ10%削減、税優遇等もあるので実施するなら①がオススメ ③は一次エネ20%削減かつ再生可能エネルギーで原則100%削減(外皮も基準高い)			
③ ZEH	BELS評価書 (ZEHまたはZEH-Mのマークが表記されたもの)	○	○	ハウスメン

・Nearly ZEH  
・ZEH Oriented 含む

# 一定の省エネ性能を有する住宅

性能基準	確認書類	完了前申請	完了後申請	発行機関
断熱等性能等級4 かつ 一次エネルギー消費量 等級4以上の住宅※2	グリーン住宅ポイント対象住宅証明書 (所有者が自ら居住するための住宅用)	○	○	3月25日業務開始
	設計住宅性能評価書	○	○	ハウスジーマン
	建設住宅性能評価書	—	○	
	BELS評価書	○	○	
	フラット35S設計検査に関する通知 および 設計検査申請書※3	○	—	
	フラット35S適合証明書 および 竣工現場検査申請書・適合証明申請書※3	—	○	

金利Aプラン 省エネ性は一次エネルギー消費量等級5で上記の基準とは異なります。

※2 断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物省エネ法に基づく住宅の外皮性能の基準および一次エネルギー消費量の基準に適合するものは本制度の対象とします。

※3 2021年1月以降に設計検査の申請をし、**金利Bプランの省エネ性に適合**しているものが対象です。

## ◆発行ポイント数

住宅性能に応じたポイントに加えて、以下の **い** ~ **に** に該当する場合、ポイントの加算を受けることができます。

住宅の性能	基本ポイント		ポイント加算 (加算がない場合)		発行ポイント (加算がない場合)
高い省エネ性能等を有する住宅	400,000ポイント	+	600,000ポイント (0ポイント)	=	1,000,000ポイント (400,000ポイント)
一定の省エネ性能を有する住宅	300,000ポイント	+	300,000ポイント (0ポイント)	=	600,000ポイント (300,000ポイント)

## ◆ポイント加算

<b>い</b>	東京圏の対象地域からの移住のための住宅	<a href="#">○ 詳細</a>
<b>ろ</b>	多子世帯が取得する住宅	<a href="#">○ 詳細</a>
<b>は</b>	三世帯同居仕様である住宅	<a href="#">○ 詳細</a>
<b>に</b>	災害リスクが高い区域からの移住のための住宅	<a href="#">○ 詳細</a>

## 東京圏の対象地域からの移住のための住宅

一定の要件を満たす東京23区に居住または通勤する方が、  
東京圏の対象地域外に新築住宅を取得し移住する場合、ポイントの加算が受けられます。

### ポイント

- 必ずオンライン上で事前相談が必要です。（2021年10月10日まで）
- 事前相談で提出する書類等により要件が確認できない場合、電話や面談によるヒアリングを行います。（面談の結果、対象にならないこともあります。）
- 移住支援金（内閣府）と併用可能ですが、要件の一部が異なります。  
一方の制度が適用を受けても、他方についても適用を受けられるとは限りません。



## 東京圏の対象地域とは

本制度では、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）で、条件不利地域に該当しない市区町村をいいます。

具体的には以下の地域です。


移住前の住所が以下に該当する方が、当該地域外（全ての都道府県を含む）に移住することが前提となります。

東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 以外の市区町村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町 以外の市区町村
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 以外の市区町村
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村 以外の市区町村

### 加算対象者

以下の ① ~ ④ の全てに該当する方を対象とします。

①	2020年12月15日以降に東京圏の対象地域内から同地域外へ移住する
②	移住先に5年以上居住する意思がある
③	移住日から過去1年間（365日）、 <u>③ ④</u> のいずれかに継続 <sup>※1</sup> して該当する
④	移住日から過去10年間、 <u>③ ④</u> のいずれかに通算5年（1,825日）以上該当する



い	住民票の居住地が東京23区である
ろ	東京23区に通勤 <sup>※2</sup> （通学 <sup>※3</sup> ）しており、住民票の居住地が東京圏の対象地域内である

※1 転職前後に東京23区に通勤し、当該転職に要した期間が3ヶ月以内の場合は継続した通勤とみなします。

※2 移住に退職が伴う場合、移住日より3ヶ月以内の退職に限り、③④における③の通勤日数の起算点は退職日とすることができます。

（予定より退職が早まったまたは移住が遅れた結果、退職から3ヶ月を超えて移住した場合、完了報告時に本加算分は取り消され、返金になる場合がありますので、ご注意ください。）

※3 東京23区への通勤を開始する以前、東京23区の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等に通学していた場合に限り、当該期間を③の日数に含めることができます。

## 多子世帯が取得する住宅

3人以上の18歳未満の子を有する世帯の場合は、ポイントの加算が受けられます。

### ポイント

- 18歳未満とは、生年月日が2002年（平成14年）12月16日以降であることを言います。
- 申請時点において、申請者と3人以上の18歳未満の子の住民票の登録住所が同じ場合にポイントの加算が受けられます。

## 確認方法

お住まいの自治体から住民票の世帯票を取得して、提出してください。以下について確認します。

- 3人以上の子の生年月日が2002年（平成14年）12月16日以降であること
- 申請者と同居していること

## 三世代同居仕様である住宅

建築または購入する住宅が三世代同居仕様である場合、加算を受けられます。

### ポイント

- 三世代同居仕様住宅とは、調理室（キッチン）、浴室、便所（トイレ）または玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある住宅です。
- 申請にあたっては、平面図の提出が必要です。

## 確認方法

工事計画書等の別紙・三世代同居仕様住宅申告書とあわせて、住宅の平面図を提出してください。

平面図には以下が確認できるように丸印等を付して提出してください。

- 1 調理室（キッチン）、浴室、便所（トイレ）、玄関のいずれか2つ以上の設備が複数箇所あること
- 2 1 の複数箇所同士が、住宅内部で行き来できること（内部ドアがあり、施錠しなければ行き来できるものを含む）

### 三世代同居仕様住宅とは

三世代同居仕様住宅とは、調理室（キッチン）、浴室、便所（トイレ）または玄関のうちいずれか**2つ以上の設備**が複数個所ある住宅です。ただし、**住戸内で行き来できない、いわゆる二世帯住宅は、別住戸※**であるため該当しません

※ いわゆる完全分離の二世帯住宅は、加算を受けることはできませんが、要件を満たす住宅であれば、それぞれが別の新築住宅としてポイントの発行を受けることができます。

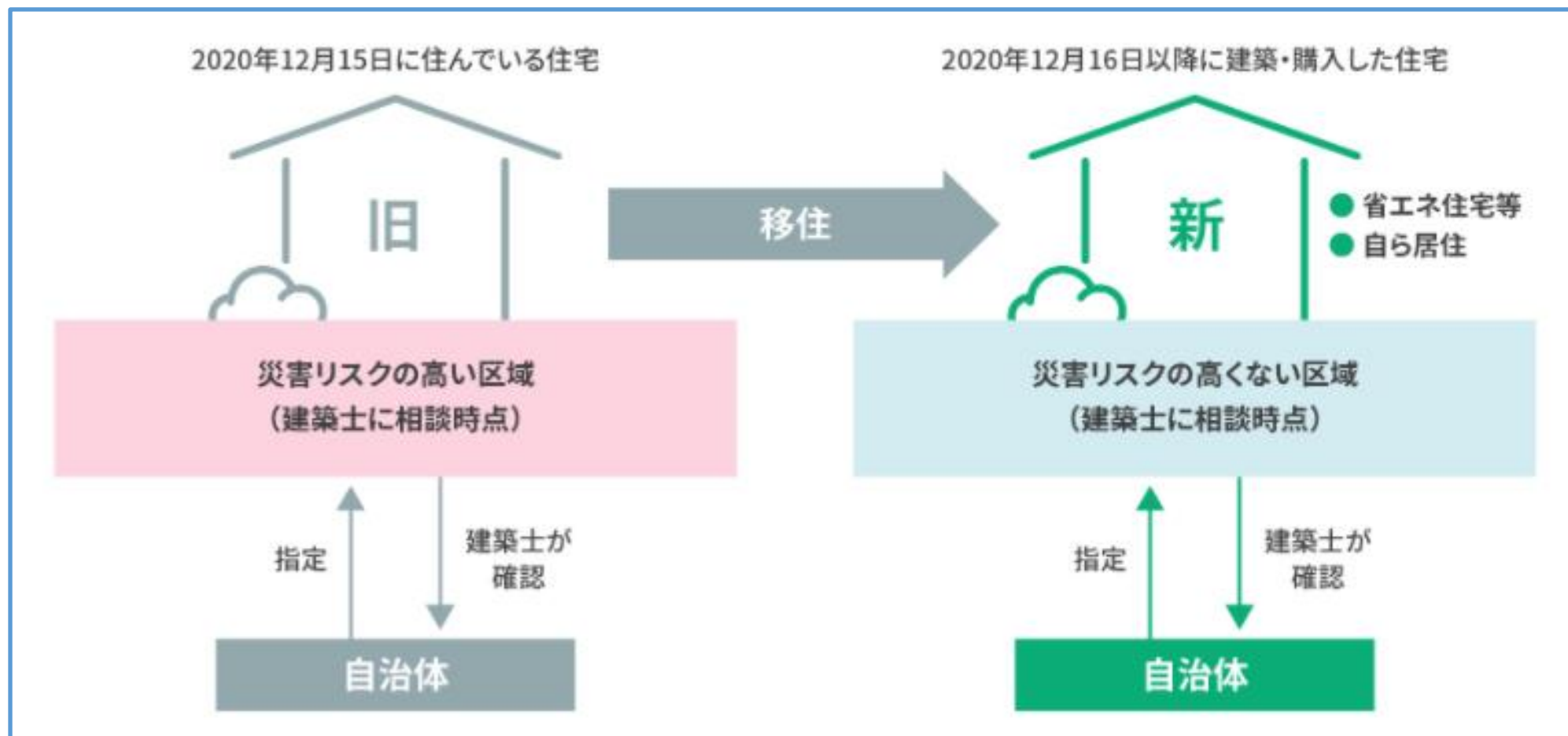
調理室（キッチン）	以下のすべてが設置されているもの a) 給排水設備と接続されたキッチン用水栓およびシンク ※洗面器・手洗い器は、キッチン用シンクには該当しません。 b) コンロ又はIHクッキングヒーター （ガス栓かIHクッキングヒーター専用の電気コンセントが設けられた設置スペースのみは不可） c) 調理室用の換気設備
浴室	給排水設備及び給湯機に接続されている浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされているもの ※ 浴室が2つある場合でも、脱衣所が同一の場合は1箇所とします。
便所（トイレ）	大便器を有するもの。 小便器は併設されていても構いませんが、小便器のみでは要件を満たしません。
玄関	玄関扉と室内土間（土足の着脱スペース及び収納を有するものに限る。）があること ※ 勝手口（調理室、車庫等に直接出入りするのためのもの）や外側から施錠できない出入り口（窓等）は対象外とします。

## 災害リスクが高い区域からの移住のための住宅

2020年12月15日時点で災害リスクの高い区域内に立地する住宅に居住している方が、災害リスクの高い区域外に移住する場合に加算を受けることができます。

### ポイント

- 居住地と居住時期は住民票で確認します。
- 2020年12月16日以降に災害リスクの高い区域での居住を開始した場合は対象になりません。
- 災害リスクが高い区域に該当するか否かについては、建築士が自治体に確認します。
- 居住地が2020年12月15日以降に災害リスクの高い区域に指定された場合も加算の対象になります。ただし、申請後に指定を受けた場合、遡及して加算を受けることはできません。



<p>土砂災害特別警戒区域</p>	<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年 法律第57号。)に基づく区域</p>
<p>建築禁止災害危険区域</p>	<p>建築基準法(昭和25年 法律第201号。)に基づく 災害危険区域で建築物の<b>建築の禁止</b>※が定められた区域</p>

### 災害リスクについて

申請者の依頼に基づき、建築士から移住前後の住宅が立地する自治体の建築行政部局に確認します。

(それぞれ別の建築士が確認しても構いません)

住宅立地区域確認書（従前居住地）	災害リスクの高い区域に立地 <b>する</b> ことが確認できること
住宅立地区域確認書（移住先居住地）	災害リスクの高い区域に立地 <b>しない</b> ことが確認できること

### 居住地について

災害リスクの高い区域へ居住していたことは住民票※で確認します。

住民票の写し または除票（従前居住地） （マイナンバーの記載のないもの）	災害リスクの高い区域に <b>2020年（令和2年）12月15日に</b> <b>居住していた</b> ことが確認できること
--	---

※ 災害避難や単身赴任などにより住民票を移さない方、外国籍で国内に住居登録を行っていない方は対象になりません。（移住にあたらなため）

※ 上記の書類が提出できない場合、『戸籍の附票』（本籍地の自治体が発行）でも構いません。



## ◆発行されたポイントの利用

発行されたポイントの範囲内でいずれかまたは両方に利用が可能です。

商品との交換に利用する（商品交換） ※詳細は準備が整い次第、公表します。

準備中

一定の要件に適合する追加工事との交換に利用する（追加工事交換）

詳細

- ◆申請者は、新築住宅について、**1回に限りポイント発行を受けられます。**対象住宅に自ら居住することが要件となる既存住宅の購入または一部のフォームについては**重複して申請できません。**
- ◆申請された住宅は、本制度において重複してポイントの発行を受けることはできません。  
(同様に、既に第三者および他の申請タイプにおいてポイントが発行された住宅は、本申請タイプに申請できません。)

### 既存住宅の購入



- 2019年12月14日以前に建築された住宅
  - 売買代金が100万円（税込）以上
  - 購入者が自ら居住（1人1回）
  - 申請は入居後（完了前申請不可）
  - 15万～45万ポイントを発行
  - 同一住宅は1回まで  
（購入前の第三者ポイント発行を含む）
- 等

### ポイント

- 既存住宅は、2019年（令和元年）12月14日以前に建築された住宅です。（不動産登記で確認）
- 売買代金が100万円（税込）以上
- 購入者が自ら居住する住宅が対象です。（申請は1人1回まで）
- 申請は入居後（完了前申請は不可）
- 15万～45万ポイントを発行します。
- 同一住宅は1回まで申請できます。（購入前の第三者のポイント発行を含む）

### ◆対象となる者（申請者）

#### 対象

自ら居住するために既存住宅を購入する者  
(不動産売買契約における購入者)

### ◆対象期間

以下の期間に契約締結されていること。なお、最初の契約（原契約）を締結した日とし、変更契約は対象になりません。

契約の種類	対象期間
不動産売買契約	2020年12月15日～2021年10月31日

## 対象となる住宅

以下の ① ~ ③ のすべてを満たす住宅であること

① 不動産登記事項証明書において、「新築」と記載された日付が、2019年（令和元年）12月14日以前であること。

② 既存住宅購入の、売買契約額が100万円（税込）以上であること。

③ 以下の i ~ iv のいずれかに該当する住宅であること

i	空き家バンク登録住宅	<a href="#">詳細</a>
ii	東京圏の対象地域からの移住のための住宅（既存住宅）	<a href="#">詳細</a>
iii	災害リスクが高い区域からの移住のための住宅（既存住宅）	<a href="#">詳細</a>
iv	住宅の除却に伴い購入する住宅	<a href="#">詳細</a>

ii, iii, iv are grouped as 新築と同じ

※ 既存住宅の購入とあわせて本制度の対象となるリフォームを行う場合、既存住宅の購入またはリフォームのいずれかのみ申請可能です。  
(両方を申請することはできません)

空き家の活用のため情報提供サイト等を通じて、空き家等に関する情報の提供を行う、  
「空き家バンク」に登録されている住宅で、地方自治体が本制度の対象として認めた住宅を対象とします。

### ポイント

- 空き家バンクに登録された住宅であることは自治体を確認します。
- 2020年（令和2年）12月15日以降に登録された住宅であっても、購入時点で登録されていれば対象となります。

## 対象となる空き家バンクの一覧

空き家バンクは、各自治体が主体として運営しています。

希望する地域の対象となる住宅は、各自治体の空き家バンクのウェブサイトから検索してください。

（空き家バンクを運営していない自治体もあります。）

各自治体の空き家バンクのウェブサイト



空き家バンク一覧  
更新日：2021年3月3日

※ 空き家バンクの登録方法や具体的な対象住宅は自治体の担当部署にご確認ください。

住宅を除却した者が購入する既存住宅を対象とします。

### ポイント

- 工事請負契約を締結して除却する、不動産登記されている住宅の除却が対象です。
- 空き家バンク登録住宅、東京圏の対象地域からの移住、災害リスクが高い区域からの移住とあわせて、申請することが可能です。
- 住宅の除却のみ該当する場合も申請可能です。

以下、すべてを満たす住宅の除却を行った者が既存住宅を購入した場合にポイントを発行します。

#### ◆ 除却工事の発注者と既存住宅の購入者（ポイント発行申請者）が同一であること

- ・ 除却工事の発注者は解体工事の請負契約書で確認します。
- ・ 申請者の親族、同居人等が除却工事の発注者である場合、対象になりません。

#### ◆ 2020年12月15日以降、ポイント発行申請までに除却を行うこと

- ・ 除却の時期は既存住宅の取得との前後関係を問いません。
- ・ 除却は、不動産登記の閉鎖事項証明書（滅失登記の原因日等）で確認します。
- ・ 対象は住宅（居宅）に限り、原則として附属する離れ、小屋、納屋等を除却しても対象外です。（ただし、附属建物である「40平米以上の住宅」の除却は対象となる場合があります。）

# 既存住宅購入の発行ポイント数

## ◆発行ポイント数

既存住宅の購入に発行されるポイントは対象住宅の要件等に応じ、15万、30万または45万ポイントのいずれかの発行を受けることができます。

	iv 住宅の除却を伴わない	iv 住宅の除却を伴う
以下の i ~ iii のいずれかに該当 i 空き家バンク登録住宅 ii 東京圏の対象地域からの移住のための住宅 iii 災害リスクが高い区域からの移住のための住宅	300,000ポイント	450,000ポイント
i ~ iii のいずれにも該当しない	-	150,000ポイント

※ 「既存住宅の購入」と同時にポイント発行対象のリフォーム工事を実施している場合、「リフォーム」により申請を行った方が有利になることがあります。  
リフォームの要件については[こちら](#)

## ◆発行されたポイントの利用

発行されたポイントの範囲内でいずれかまたは両方に利用が可能です。

商品との交換に利用する（商品交換） ※詳細は準備が整い次第、公表します。

準備中

一定の要件に適合する追加工事との交換に利用する（追加工事交換）

○ 詳細

※ 追加工事交換の利用は、売主が宅地建物取引業を有する事業者の場合に限ります。（個人間売買は利用できません。）

◆申請者は、既存住宅について、**1回に限りポイント発行を受けることができます。**  
対象住宅に自ら居住することが要件となる新築住宅の建築・購入または一部の  
リフォームについては**重複して申請できません。**

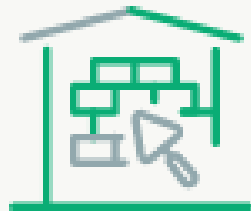
◆既存住宅の購入と併せて本制度の対象となるリフォームを行う場合、**既存住宅の購入またはリフォームのいずれかのみ申請可能です。**（両方を申請することはできません。）

◆申請された住宅は、本制度において重複してポイントの発行を受けることはできません。

（同様に、既に第三者および他の申請タイプにおいてポイントが発行された住宅は、本申請タイプに申請できません。）



### リフォーム工事



- 工事の内容に応じてポイント発行
- 最低5万ポイント以上の工事
- 賃貸住宅へのリフォームも可
- 1,000万円（税込）以上は工事完了前の申請も可
- 上限内で同一住宅でも複数回の申請可等

### ポイント

- 工事の内容に応じてポイント発行します。
- 最低5万ポイント以上の工事が対象です。
- 賃貸住宅のリフォームも申請できます。
- 1,000万円（税込）以上は工事完了前の申請もできます。
- 上限内で同一住宅でも複数回の申請可能です。

### ◆対象となる者（申請者）

#### リフォーム戸別申請の場合

工事請負契約におけるリフォーム工事の発注者

#### リフォーム一括申請<sup>※</sup>の場合

以下に該当するリフォーム工事の発注者

- 全住戸の所有者
- 管理組合法人
- 法人でない管理組合

※ 一括申請とは同一建物内の複数の住戸に対してリフォーム工事を発注する方が、複数の住戸をまとめて申請する場合の申請方法です。

### ◆対象期間

以下の期間に契約締結されていること。なお、最初の契約（原契約）を締結した日とし、変更契約は対象になりません。

契約の種類	対象期間
工事請負契約	2020年12月15日～2021年10月31日

対象工事等			
合計発行 ポイント 5万ポイント 以上	i ~ iii いずれか必須		
	i	エコ住宅設備の設置	<a href="#">詳細</a>
	ii	開口部の断熱改修	<a href="#">詳細</a>
	iii	外壁、屋根・天井 または 床の断熱改修	<a href="#">詳細</a>
	+		
	i ~ iii と併せて実施した場合のみ対象		
	iv	バリアフリー改修	<a href="#">詳細</a>
v	耐震改修	<a href="#">詳細</a>	
vi	リフォーム瑕疵保険等への加入	<a href="#">詳細</a>	
vii	既存住宅購入加算	<a href="#">詳細</a>	

# i. エコ住宅設備の設置

対象設備		基準
太陽熱利用システム		強制循環式のもので、JIS A4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）
節水型トイレ		JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」又はJIS A5207:2019に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。
高断熱浴槽		JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯機	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	JIS C9220に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上（ただし寒冷地仕様は2.7以上）であること。
	潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)	給湯部熱効率が94%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	連続給湯効率が94%以上であること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気ヒートポンプの効率が中間期（電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期）のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が94%以上であること。
節湯水栓		JIS B 2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。

# i. エコ住宅設備の発行ポイント数

## ■ 設備台数によらず設備の種類に応じたポイント数を発行

エコ住宅設備の種類	1戸あたりのポイント数
太陽熱利用システム	24,000ポイント
高断熱浴槽	24,000ポイント
高効率給湯機	24,000ポイント

## ■ 設備の種類に応じたポイント数×設置台数の合計ポイント数を発行

エコ住宅設備の種類	ポイント数
節水型トイレ	16,000ポイント× <u>設置台数</u>
節湯水栓	4,000ポイント× <u>設置台数</u>

# i. エコ住宅設備の確認方法

## ポイント発行対象の製品であることについて(性能証明書等)

工事を行う住宅設備に応じて以下の書類を確認します。

申請する住宅設備ごとに1部ずつ提出してください。

★：事務局指定様式

対象設備	提出書類	発行者	ダウンロード
太陽熱利用システムの設置	性能証明書	建材メーカー	
高断熱浴槽の設置	性能証明書	建材メーカー	
高効率給湯機の設置	対象製品証明書★	工事施工者	 指定様式/記入見本
	納品事業者※の納品書	販売店、流通事業者	
節水型トイレの設置	対象製品証明書★	工事施工者	 指定様式/記入見本
	納品事業者※の納品書	販売店、流通事業者	
節湯水栓の設置	対象製品証明書★	工事施工者	 指定様式/記入見本
	納品事業者※の納品書	販売店、流通事業者	

※「納品事業者」とは、工事施工者に対象製品を納品した事業者です。

## ii. 開口部の断熱改修

改修後の開口部の熱貫流率<sup>※1</sup>が平成28年基準に規定する開口部の断熱性能等に関する基準<sup>※2</sup>のうち、

<開口部比率の区分(ろ)>の基準値以下となるよう行う次のイ、ロ、ハまたはニのいずれかに該当する断熱改修を対象とします。

イ	ガラス交換	既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。
ロ	内窓設置	既存窓の内側に、新たに窓を新設するもの、および既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。
ハ	外窓交換	既存窓を取り除き、新たな窓に交換するもの、および新たに窓を設置するものをいう。
ニ	ドア交換	既存のドアを取り除き新たなドアに交換するもの、および新たにドアを設置するものをいう。

※1 2018年10月に更新された国立研究開発法人建築研究所が公表する「2016年（平成28年）省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）」の「2.エネルギー消費性能の算定方法2.1 算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率および線熱貫流率 5.部位の熱貫流率 5.2 開口部5.2.4 窓またはドアの熱貫流率」に基づき、開口部の熱貫流率は、JIS A 2102-1などによる方法の他、当該窓およびドアの仕様に応じて付録Bで定める熱貫流率の値によることもできます。

※2 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準および一次エネルギー消費量に関する基準（2016年（平成28年）国土交通省告示第266号）

※ 開口部比率の区分(ろ)の基準値は[こちら](#)をご確認ください。

※ 対象となる開口部の窓・ドア等の仕様例については、[こちら](#)をご確認ください。

## ii. 開口部の断熱改修の発行ポイント数

「1箇所あたりのポイント数×施工箇所数」ポイント数を発行します。

大きさの 区分	ガラス交換※1		内窓設置※2・外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりの ポイント数	面積※4	1箇所あたりの ポイント数	面積※4	1箇所あたりの ポイント数
大	1.4m <sup>2</sup> 以上	7,000ポイント	2.8m <sup>2</sup> 以上	20,000ポイント	開戸：1.8m <sup>2</sup> 以上 引戸：3.0m <sup>2</sup> 以上	28,000ポイント
中	0.8m <sup>2</sup> 以上 1.4m <sup>2</sup> 未満	5,000ポイント	1.6m <sup>2</sup> 以上 2.8m <sup>2</sup> 未満	15,000ポイント	—	—
小	0.1m <sup>2</sup> 以上 0.8m <sup>2</sup> 未満	2,000ポイント	0.2m <sup>2</sup> 以上 1.6m <sup>2</sup> 未満	13,000ポイント	開戸：1.0m <sup>2</sup> 以上 1.8m <sup>2</sup> 未満 引戸：1.0m <sup>2</sup> 以上 3.0m <sup>2</sup> 未満	24,000ポイント

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出あたりにポイント発行

※2 内窓交換を含む

※3 ガラスの寸法とする

※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠または開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする



## ii. 開口部の断熱改修の確認方法

### ポイント発行対象の製品であることについて(性能証明書等)

対象工事に応じて以下の書類を確認します。

申請する窓、ガラス、ドアごとに1部ずつ提出してください。

対象工事	提出書類	発行者	注意事項
ガラス交換	性能証明書	建材メーカー	ガラスごとに1枚提出
内窓設置			窓ごとに1枚提出
外窓交換			窓ごとに1枚提出
ドア交換			ドアごとに1枚提出

### 工事が行われたことについて(工事写真)

工事写真で工事が行われたことを確認します。

開口部ごとに工事前後で2枚撮影し、工事写真台紙に貼付けて提出してください。

### iii. 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

施工部分	断熱材最低使用量（単位：m <sup>3</sup> （立米））					一戸あたりのポイント数
	断熱材の区分 <sup>※1</sup>	A-1/A-2/B/C		D/E/F		
	熱伝導率（単位：W/m・K）	0.052~0.035		0.034以下		
	住宅種別	戸建住宅	共同住宅	戸建住宅	共同住宅	
外壁		6.0	1.7	4.0	1.1	100,000ポイント
	部分断熱の場合 <sup>※2</sup>	3.0 <sup>※3</sup>	0.9	2.0 <sup>※3</sup>	0.6	50,000ポイント
屋根・天井		6.0	4.0	3.5	2.5	32,000ポイント
	部分断熱の場合 <sup>※2</sup>	3.0	2.0	1.8	1.3	16,000ポイント
床		3.0	2.5	2.0	1.5	60,000ポイント
	基礎断熱の場合	0.9	0.375	0.6	0.225	
	部分断熱の場合 <sup>※2</sup>	1.5 <sup>※4</sup>	1.3	1.0 <sup>※4</sup>	0.8	30,000ポイント
	基礎断熱の場合	0.45	0.195	0.3	0.12	

※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができる。

※2 「部分断熱」とは、上表に示す部分断熱の場合の断熱材使用量以上の断熱材を使用する場合をいう。

※3 間仕切壁を含む。

※4 最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低使用量を適用する。

# iii. 外壁、屋根・天井又は床の確認方法

## ポイント発行対象の製品であることについて(納品証明書等)

製品内容に応じて以下の書類を確認します。

申請ごとに1部提出が必要です。(工事施工者への納品が複数に分かれる場合は複数提出が必要)

★：事務局指定様式

対象工事	提出書類	発行者	ダウンロード
断熱材	納品証明書 (ボード系・マット系) ★	工事施工者に納品した販売店等 <sup>※5</sup>	工事施工者から入手してください
	納品証明書(畳床用) ★	工事施工者に納品した販売店等 <sup>※5</sup>	工事施工者から入手してください
	施工証明書 (吹込み・吹付け) ★	断熱改修を実施する施工業者	工事施工者から入手してください

※5 メーカーや卸売業者も含む

○ [納品証明書または施工証明書について](#)

## 工事が行われたことについて(工事写真)

工事写真で工事が行われたことを確認します。

工事部位ごとに工事中の写真を1枚撮影し、工事写真台紙に貼付けて提出してください。

# iv. バリアフリー改修

対象工事の種類	工事内容	
	概要 <sup>※1</sup>	詳細 <sup>※2</sup>
手すりの設置 <sup>※3</sup>	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	転倒予防若しくは移動または移乗動作に資することを目的として手すりを取り付けるものをいい、手すりの取付けに当たって工事(ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。)を伴わない手すりの取付けは含まれない。
段差解消 <sup>※3</sup>	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない踏み台、段差解消板、スロープ等の据え置き等は含まれない。
廊下幅等の拡張 <sup>※3</sup>	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路または出入口(以下「通路等」という。)の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等(当該工事が行われたものに限る。)の幅が、おおむね750mm以上(浴室の出入口にあってはおおむね600mm以上)であるものをいい、通路等の幅の拡張を伴わない単なるドアの取り替えは含まない。
ホームエレベーター <sup>※4</sup> の新設	事務局に登録された製品を利用し、戸建て住宅又は共同住宅の専有部分に新設する工事（交換は除く）	
衝撃緩和畳 <sup>※4</sup> の設置	事務局に登録された製品を利用し、衝撃緩和畳を新設又は入れ替えにより設置する工事（4.5畳以上設置する場合に限る。）	

※1 2007年（平成19年）国土交通省告示第407号より抜粋

※2 2013年（平成25年）10月1日 国住政第83号、国住生402号、国住指第2293号より抜粋

※3 原則、バリアフリー改修促進税制の取り扱いに準じます。

※4 対象となる製品の詳しい基準はこちら

# iv. バリアフリー改修の発行ポイント数

工事の種類に応じたポイント数の合計を発行

対象工事の種類	1戸あたりのポイント数
手すりの設置	5,000ポイント
段差解消	6,000ポイント
廊下幅等の拡張	28,000ポイント
ホームエレベーターの新設	150,000ポイント
衝撃緩和畳の設置	17,000ポイント

# iv. バリアフリー改修の確認方法

## ポイント発行対象の製品であることについて(性能証明書等)

対象工事に応じて以下の書類を確認します。

申請する工事箇所ごとに1部提出してください。

対象工事	提出書類	発行者	注意事項
手すりの設置	製品登録がないため、書類の提出は不要です		
段差解消			
廊下幅等の拡張			
ホームエレベーターの新設	性能証明書	建材メーカー	
衝撃緩和量の設置	性能証明書	建材メーカー	

## 工事が行われたことについて(工事写真)

工事写真で工事が行われたことを確認します。

申請する工事箇所ごとに工事前後で2枚撮影し、工事写真台紙に貼付けて提出してください。

## 発行ポイント数

150,000ポイント/戸

## 工事の詳しい基準

旧耐震基準により  
建築された住宅とは

1981年（昭和56年）5月31日以前に着工された住宅で、  
現行の耐震基準に適合していない住宅。

現行の耐震基準とは

1. 建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準
2. 耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」（平成18年 国土交通省告示第185号）

## 発行ポイント数

7,000ポイント/契約

## 確認方法

### ■ リフォーム瑕疵保険に加入したことについて(リフォーム瑕疵保険の保険証券等)

以下の書類でリフォーム瑕疵保険等に加入したことを確認します。

詳しくは住宅瑕疵担保責任保険法人にご相談ください。

提出書類	発行者	注意事項
リフォーム瑕疵保険の保険証券 または保険付保証書	住宅瑕疵担保責任保険法人	加入者である施工者宛に発行
大規模修繕工事瑕疵保険の保険証券 または保険付保証書	住宅瑕疵担保責任保険法人	加入者である施工者宛に発行



以下のすべてを満たす既存住宅の購入を対象とします。

- 建物の不動産登記事項証明書において、新築と記載された日付が2019年（令和元年）12月14日以前の住宅であること
- 売買契約額が100万円（税込）以上であること
- 2020年12月15日以降に売買契約を締結すること
- 売買契約締結から3か月以内にポイント発行対象となるリフォーム工事の請負契約を締結すること
- 自ら居住する住宅の購入であること

※ 既存住宅の購入とあわせて本制度の対象となるリフォームを行う場合、  
リフォームまたは既存住宅の購入のいずれかのみ申請可能です。（両方を申請することはできません）  
※ 法人や管理組合等が発注者（申請者）となる場合は申請できません。（自ら居住に該当しないため）

## 発行ポイント数

i ~ vi の各リフォーム工事等のポイント数と同数のポイントを加算

### リフォーム戸別申請の場合

- 1戸当たりの発行ポイントは対象となるリフォーム工事等に応じたポイント数の合計を発行します。
- 1申請あたりの発行ポイント数（既存住宅購入加算を除く）の合計が50,000ポイント未満の場合は申請できません。
- 発行ポイントの上限は、下表のとおりです。

世帯の属性	既存住宅購入 <sup>※2</sup> の有無	1戸あたりの上限
若者・子育て世帯 <sup>※1</sup>	あり	600,000ポイント
	なし	450,000ポイント
一般世帯（その他）	あり（安心R住宅 <sup>※3</sup> に限る）	450,000ポイント
	なし <sup>※4</sup>	300,000ポイント

※1 若者世帯とは、2020年12月15日時点で、40歳未満の世帯。  
子育て世帯とは、2020年12月15日時点で、18歳未満の子を有する世帯、またはポイント発行申請時点で18歳未満の子を有する世帯

※2 以下のすべてを満たす既存住宅の購入に限ります。  
・ 建物の不動産登記事項証明書において、新築と記載された日付が2019年（令和元年）12月14日以前の住宅であること  
・ 売買契約額が100万円（税込）以上であること  
・ 2020年12月15日以降に売買契約を締結すること  
・ 売買契約締結から3か月以内にリフォーム工事の請負契約を締結すること  
・ 自ら居住する住宅の購入であること

※3 「安心R住宅」制度（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度）を利用した「安心R住宅」の標章および安心R住宅調査報告書が発行されている住宅のこと

※4 安心R住宅以外の既存住宅購入を伴う場合も含む

発行されたポイントの範囲内でいずれかまたは両方に利用が可能です。

商品との交換に利用する（商品交換） ※詳細は準備が整い次第、公表します。

準備中

一定の要件に適合する追加工事との交換に利用する（追加工事交換）

○ 詳細

## 注意事項

### 戸別申請の場合

- 同一住宅で行うリフォーム工事は、上限の範囲内で複数回申請することができます。  
ただし、1申請あたりの発行ポイント数（既存住宅購入加算を除く）の合計が5万ポイント未満の場合は申請できません。
- 本申請タイプの自ら居住が要件となる申請者は、新築住宅の建築・購入、既存住宅の購入および、本申請タイプにおいて自ら居住が要件となる別の住宅を指定して申請できません。
- 本申請タイプで申請された住宅は、本制度の他の申請タイプにおいて重複してポイントの発行を受けることはできません。  
(同様に、既に他の申請タイプにおいてポイントが発行された住宅は、本申請タイプに申請できません。)

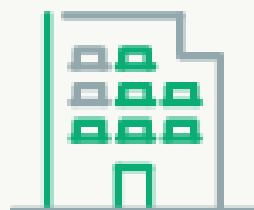
### ◆発行されたポイントの利用

- 対象となるリフォーム工事等に応じたポイント数の合計を発行します。
- 1申請あたりの発行ポイント数の合計が50,000ポイント未満の場合は申請できません。
- 1棟（建物）につき300,000ポイント×総戸数を上限とします。
- 発行されたポイント数の合計を総戸数で割ったものを、「各戸の発行ポイント数」とします。
- 既に本制度のポイントの発行（戸別申請を含む）を受けた住戸がある場合、  
当該住戸についてポイント数の合計が300,000ポイントを超える分のポイントは発行されません。

### ◆注意事項

- ・工事が複数の棟（建物）にわたる場合、申請は棟（建物）ごとに行ってください。
- ・同一住宅で行うリフォーム工事は、上限の範囲内で複数回申請することができます。  
ただし、1申請あたりの発行ポイント数の合計が5万ポイント未満の場合は申請できません。
- ・1戸あたりのポイント上限を超えない範囲で、戸別申請と一括申請の重複申請が可能です。
- ・所定の期間までに、完了報告を行わない場合、ポイント発行申請を無効とし、発行済ポイントの取消を行います。

### 賃貸住宅の建築



- 全戸がトップランナー基準で床面積が40㎡以上
- 棟単位で申請
- 戸建住宅や店舗等の併用住宅は不可
- ポイント利用は追加工事のみ  
(2022年1月15日までの完了報告が必須)

### ポイント

- 全戸がトップランナー基準で床面積40平米以上の賃貸住宅が対象です
- 棟単位で申請する必要があります。
- 戸建住宅や店舗等の併用住宅は対象になりません。
- ポイント利用は追加工事交換のみです。（2022年1月15日までの完了報告が必須）

### ◆対象となる者（申請者）

#### 対象

新たに賃貸用の共同住宅を建築する者  
(工事請負契約における建築主や発注者)

※ 複数の工事施工者と請負契約を行い建築される賃貸住宅は対象となりません

### ◆対象期間

、なお、最初の契約（原契約）を締結した日とし、変更契約は対象になりません。

契約の種類	対象期間
工事請負契約	2020年12月15日～2021年10月31日

以下の ① ~ ③ のすべてを満たす住宅であること

### ① すべての住戸が賃貸用に建築される共同住宅であること

・所有者の居宅が含まれる建築物や店舗併用の建築物は対象となりません。

#### ● 確認方法

証明書類	注意事項
建築工事届	建築工事届の第三面【へ、利用関係】において「貸家」として届出がされていること （「持家」「給与住宅」「分譲住宅」として届出されているものは対象外）

### ② 住居として独立しているユニットが複数戸（2戸以上）存在し、 すべての住戸の床面積<sup>※1</sup>が40㎡以上の共同住宅であること

・本制度における住戸数の数え方は、住宅瑕疵担保履行法の資力確保措置等における戸数の算定によります。  
具体的には、住宅瑕疵担保責任保険（以下、保険）に加入する（供託する）戸数と同じです。  
かつ、各住戸専用の調理室（キッチン）、便所（トイレ）、洗面所および浴室を有していることです。

※1 床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く）により算定。  
なお、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める。

### ③ 建築物省エネ法に基づく住宅のトップランナー制度の賃貸住宅に係る基準に適合する<sup>※2</sup>共同住宅であること

※2 当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ（1）に適合すること及び当該共同住宅等のBEI（設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいう。）が0.9であることをいう。

1戸あたり100,000ポイント × 総戸数

## 発行されたポイントの利用

発行されたポイントの範囲内で利用が可能です。

一定の要件に適合する追加工事との交換に利用する（追加工事交換）

○ 詳細

※ 発行されたポイントを商品への交換に利用することはできません。

## 注意事項

- ・本申請タイプの申請者は、同一住棟内の賃貸住宅について1回に限りポイント発行申請することができます。
- ・本申請タイプで申請された住宅は、本制度において重複してポイントの発行を受けることはできません。  
（同様に、既に第三者および他の申請タイプにおいてポイントが発行された住宅は、本申請タイプに申請できません。）



# おわり

## 新築住宅の建築・購入



- 契約時に建築1年以内、第三者が未入居の住宅
- 一定の省エネ性能を満たす
- 購入者等が自ら居住（1人1回）
- 30万～100万ポイントを発行 等

👉 対象要件を確認する

👉 申請方法を確認する

## 既存住宅の購入



- 2019年12月14日以前に建築された住宅
- 売買代金が100万円（税込）以上
- 購入者が自ら居住（1人1回）
- 申請は入居後（完了前申請不可）
- 15万～45万ポイントを発行
- 同一住宅は1回まで  
（購入前の第三者ポイント発行を含む）  
等

👉 対象要件を確認する

👉 申請方法を確認する

## リフォーム工事



- 工事の内容に応じてポイント発行
- 最低5万ポイント以上の工事
- 賃貸住宅へのリフォームも可
- 1,000万円（税込）以上は工事完了前の申請も可
- 上限内で同一住宅でも複数回の申請可  
等

👉 対象要件を確認する

👉 申請方法を確認する

## 賃貸住宅の建築



- 全戸がトップランナー基準で床面積が40㎡以上
- 棟単位で申請
- 戸建住宅や店舗等の併用住宅は不可
- ポイント利用は追加工事のみ  
（2022年1月15日までの完了報告が必須）

👉 対象要件を確認する

👉 申請方法を確認する